

送付状

令和5年9月4日

令和5年度 新規設置訪問看護ステーション 管理者 様

(事業所にお送りしております。本社等で事務手続を行っている場合は、必ず、本社等に転送ください。)

日頃、本県の在宅医療の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金の御案内をお送りします。

この補助金は、今年度4月以降に、静岡県内に新たに訪問看護ステーションを設置された事業所を対象に、その経費の一部を補助する事業です。

ただし、老人ホームなど併設の施設しか訪問しない場合(一般の方へ訪問しない場合)、補助金の対象外となります。御注意ください。

【補助金概要】

対象者：静岡県内で新たに訪問看護ステーションを設置する事業者

対象経費：訪問看護ステーションの設置及び運営にかかる費用(人件費、経費等)

補助額：最大2,290千円 補助率：1/2

詳細は、同封の「訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱」をご確認ください

補助金の活用を希望される場合は、10月20日(金)までに、事業計画書を提出していただく必要がありますので、同封の書面を御確認いただき、必ず、期日までに御提出ください。(補助金が不要の場合は、書面等の提出は不要です。)

今回御提出いただく書面は、「事業計画書」、運営規程及び組織体制が分かる書類、訪問看護ステーションの指定申請書(写)、指定審査結果通知書(写)の4種類です。それ以外の、補助金交付要綱に定められている様式類は、今後御提出いただく機会がありますが、今回は提出不要です。

なお、事業計画書の様式を同封しておりますが、是非、電子データを御活用ください。

電子データは、静岡県ホームページ「目的から探す」「申請書ダウンロード」「健康福祉部」「福祉長寿局福祉長寿政策課」「訪問看護ステーション設置促進事業：計画書」からダウンロードしてください。(同封の様式に記入し申請されても受付できます。)

御不明な点がございましたら、お気軽に、下記の担当まで御連絡ください。

どうぞよろしくお願いたします。

(書類提出・問合せ先)

静岡県 福祉長寿政策課地域包括ケア推進室

担当：矢岸

〒420-0839

静岡市葵区鷹匠3-6-3 静岡県医師会館4階

TEL<054>207-8614 FAX<054>207-8622

E-mail houkatsu@pref.shizuoka.lg.jp

I 令和5年度 訪問看護ステーション設置促進事業費補助金の流れについて

1 事業計画書の提出 今ここ

2 内示通知：補助金を使える事業者として内定の連絡です
交付申請書の提出依頼と記入例・フォーマットも送ります
内示通知した日以降に発生した経費を対象にできます

3 交付申請書の提出：補助金を使う経費を計算してもらい申請書を作ります
(11月上旬ごろ)

4 交付決定通知：計算してもらった経費を審査した結果を通知します
(12月中旬ごろ) 実績報告書の提出依頼と記入例・フォーマットも送ります

5 実績報告書の提出：3で申請した経費が実際のところいくらかったか計算して報告します
(3月下旬～4月上旬) 計算した根拠(証拠書類)も提出です

6 交付確定通知：実績報告書の審査結果(確定した補助金額)を通知します

7 請求書の提出：確定した補助金額に基づき請求書を作成いただきます
(4月～5月ごろ) 請求書の提出依頼と記入例・フォーマットも送ります

8 補助金の振込：請求書受け取り後、2週間～1か月程度で振り込みます

1.3.5.7について県からその都度依頼しますので、書類の作成をお願いします。

よくある問い合わせ

Q 1 訪問看護ステーションの開設にかかった費用は対象か

(事業計画書提出の時点で支払いが終わっているものは対象か)

A 1 対象外。内示通知以降に発生した経費が対象

Q 2 対象の経費にはどんなものが含まれるのか

A 2 内示日以降の訪問看護ステーションの事業所運営にかかった経費すべてが対象
同封する「補助金交付要綱の別表の補助対象経費」を参照
税金や借入金の元金・利息の返済に充てるのは不可

Q 3 補助金はいつ頃もらえるか

A 3 事業が完了(計上すべき金額が確定)し実績報告書の提出 交付確定通知
請求書 振り込みと言う流れなので、事業計画書の提出からでは、かなり遅くなる。
例年、5月末の振り込み。